

審 査 基 準

平成 20 年 1 2 月 1 9 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第 6 条第 3 項
処 分 の 概 要：保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： ○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 8 条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課
問 い 合 せ 先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課又は警察本部交通部 交通規制課駐車対策係（電話 0776-22-2880 内線 5168）
備 考：